

新宮市条例第 2 1 号

新宮市高田健康保養館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 8 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市高田健康保養館条例の一部を改正する条例

新宮市高田健康保養館条例（平成17年新宮市条例第120号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後					改正前				
別表（第7条関係）					別表（第7条関係）				
利用料金	宿泊	区分	単位	金額	宿泊	区分	単位	金額	
		大人（中学生以上）	1人1泊	7,150円		大人（中学生以上）	1人1泊	7,150円	
		小学生以下	1人1泊	4,950円		小学生以下	1人1泊	4,950円	
	会議・研修等		1室1時間	680円	会議・研修等		1室1時間	680円	
	入浴	大人（中学生以上）	800円		入浴	大人（中学生以上）	500円		
		小学生	400円			小学生	250円		
		小学校就学の始期に達するまでの者		無料		小学校就学の始期に達するまでの者		無料	
備考（略）					備考（略）				

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。